

## 事例：勧誘・契約の上手な断り方

訪問業者から商品を勧められると、断ることができません。上手に断る方法  
はありますか？

Q

断るとき、「今は忙しい」、「家族に相談する」など、角が立たないように  
穏便な言い方をするのが一般的でしょうか。しかし、このような対応では、  
断っているつもりでも、業者は「契約しないとはっていない。断られたわ  
けではない」と受け取る可能性があります。

また、「結構です」、「いいです」という言い方は、あいまいな返答ですの  
で、肯定的にも否定的にも解釈できてしまいます。

契約するかしないかの選択は、消費者の自由です。過度に角を立てる必要  
はありませんが、断るときには「必要ないので契約しません」、「今後の勧誘  
は一切お断りします」とはっきり断ることが大切です。

A

### 7月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます。電話による予約制で、各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時  
です。

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
垂井町	7/ 4(火)、18(火)	22-1151
関ヶ原町	7/11(火)、25(火)	43-0070
養老町	7/ 3(月)、21(金)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
神戸町	7/10(月)、24(月)	27-3111
輪之内町	7/ 6(木)、20(木)	68-0185
安八町	7/13(木)、27(木)	64-3111